

豪州出張について

* 訪問先:

- ・国立公文書館本館(the National Archives of Australia)
- ・政府情報管理局(the Australian Government Information Management Office)

* 訪問日程:

- 10月27日 政府情報管理局
- 10月28日 国立公文書館本館

* 出張者:

- ・一橋大学大学院法学研究科教授:山田洋
- ・筑波大学大学院図書館情報メディア研究科教授:杉本重雄
- ・大臣官房管理室長:山本茂樹
- ・大臣官房管理室併任独立行政法人国立公文書館業務課利用係長:中島康比古

* 出張目的:

内閣府では平成17年5月より「電子媒体による公文書等の管理・移管・保存に関する研究会」を開催し、公文書の電子化への対応の在り方についてさらに専門的な見地から検討を行っているところ。

本出張は、同研究会での具体的な検討に資するため、電子媒体による公文書等の管理等の先進国である豪州に出張し、特に技術的及び運用的な面における専門的な聴き取り調査を行うもの。

* 調査項目:

別紙のとおり

オーストラリア連邦政府における電子媒体による公文書等の管理・移管・保存の取組

みに関する調査項目(案)

1. 国立公文書館(National Archives of Australia)

電子公文書の特性を踏まえて講ずべき長期保存上の措置及び技術的課題について

1. 電子公文書の原本性の要件は、どのようなものであると考えているか。
2. 電子公文書の特性(媒体寿命の短さ、データの脆弱性、作成・再生システムへの依存等)を踏まえた上で、次の各段階で、どのような長期保存上の措置を講じているか。
 - ・ 電子公文書作成・管理システム構築時
 - ・ 電子公文書作成時
 - ・ 電子公文書現用及び半現用段階
 - ・ 国立公文書館への移管時
 - ・ 国立公文書館への移管後
 - ・ その他の段階
3. 電子公文書の長期保存について、各政府機関に対して指導及び研修等を行っているか。行っているとすれば、その指導等の内容はどのようなものか。
 - ・ 指導の対象及び内容等
 - ・ 研修の対象者、頻度、内容等
4. 電子公文書の作成・保存等に関して国立公文書館が発行している包括的ガイドライン(Digital Recordkeeping Guidelines)は、国立公文書館及び各政府機関においてどのように活用されているか。
5. 電子公文書の作成・保存・管理等のためのシステム及びソフトウェア等の標準・仕様・規格等を定めているか。また、そのような標準・仕様・規格等に基づいて、推奨されるシステム及びソフトウェア等を各政府機関に対して配布しているか。
 - ・ XML変換ソフトであるXenaの利活用状況及び利活用に伴うフィードバック(使用感等)の状況
6. 電子公文書の移管時に、オリジナルフォーマット及びXMLに変換したものを受け入れているというが、XMLへの変換は、政府機関と国立公文書館のどちらが行っているか。
 - ・ オリジナルフォーマット、XMLに変換したもののそれぞれについて、移管後にどのような措置を講じているか。
 - ・ オリジナルフォーマット及びXMLへ変換したものを共に「ナショナル・アーカイブズ」として利用に供することを想定しているか。想定している場合、オリジナルフォーマットの電子公文書の再生システム等も移管を受けるのか。
7. 作成・再生システムに依存するフォーマットによって作成されXMLに変換できない電子公文書の移管を受ける場合、当該電子公文書の作成・再生システムも移管を受けるのか。その場合、作成・再生システムの保存をどのように行っていくのか。
8. 移管を受けた電子公文書は、どのように一般の利用に供していくのか。
9. 電子公文書の長期保存上の技術的課題について、現時点までに、何が克服され、何が今後の課題として残されているか。
10. 国立公文書館が保存する公文書等の媒体
 - ・ 現在国立公文書館が保存する公文書等の媒体は、そのような種類がどのような割合で存在するのか。
 - ・ 今後、現在紙など電子以外の媒体で保存している公文書等を保存のために電子化

する考えはあるか。

- ・ これまで電子媒体で保存してきている公文書等の保存コストは、紙媒体で保存してきている公文書等の保存コストと比べるとどのような違いがあるのか。
- ・ 公文書館で電子媒体で保存している公文書等の一般への利用提供方法はどのようなになっているのか。(このことは現在のところ計画段階なのか、実施段階となっているのか。)

保存すべき電子公文書の種類、段階・範囲、属性等及び電子公文書の原本性とそれを確保するための技術的課題について

1. 電子公文書の作成・管理システムの標準化について何らかの措置を講じているか。
 - ・ 標準化の指針等を策定しているか。
 - ・ 策定されている場合は、指針等は政府機関と国立公文書館において活用されているか。
2. 電子公文書のメタデータ標準化について何らかの措置を講じているか。
 - ・ 標準化の指針等を策定しているか。
 - ・ 策定されている場合は、策定にあたって、紙媒体による公文書と比較して、電子公文書のメタデータ標準化で特に留意した点は何か。
 - ・ 策定されている場合は、指針等は政府機関と国立公文書館において活用されているか。
 - ・ 指針等の作成のほか、具体的に何らかの措置を講じているか。
3. 電子公文書の原本性を確保するために、どのようなセキュリティ対策を講じているか。
 - ・ セキュリティに関する基準、指針等を策定しているか。
 - ・ 策定されている場合は、策定にあたって、紙媒体による公文書と比較して、電子公文書のセキュリティに関する基準等策定で特に留意した点は何か。
 - ・ 策定されている場合は、指針等は政府機関と国立公文書館において活用されているか。
 - ・ 基準、指針等の策定のほか、具体的にどのような対策を講じているか。
4. 保存すべき電子公文書の種類、段階・範囲、属性等については何でどのような考え方に基づき、どのように定めているのか。
5. 保存すべき電子公文書の記録様式(テキスト、電子メール、ハイパーテキスト、表計算、データベース、音声、画像、映像等)・媒体・量等に応じて、国立公文書館及び政府機関ではどのような措置を講じているか。
 - ・ 保存すべき電子公文書の記録様式・媒体・量等をどのように把握しているか。
 - ・ 保存すべき電子公文書の記録様式・媒体・量等に応じて、国立公文書館及び政府機関において、インフラ整備をどのように行っているか。
 - ・ 保存すべき電子公文書の記録様式・媒体ごとに異なる長期保存上の措置を国立公文書館及び政府機関では講じているか。講じている場合、その措置の具体的内容は何か。

電子公文書の適切な移管時期及び移管方法について

1. 国立公文書館へ移管すべき「ナショナル・アーカイブズ」(「歴史的公文書」)の評価選別は、いつ行われるのか。
 - ・ 評価選別は、どのような手続き・プロセスによって、いつ行われるのか。紙文書の場合とどこが違うのか。
 - ・ 評価選別の基準、方法及び時期は、紙媒体と電子媒体とで異なっているか。
2. 「ナショナル・アーカイブズ」として選別された電子公文書は、いつ国立公文書館へ移管さ

れるか。

- 移管は、どのような手続き・プロセスによって行われるのか。
 - 電子公文書の移管時期は、紙媒体の公文書の移管時期と異なっているか。
 - 紙文書の場合は、保存期間満了前でも半現用文書を公文書館に移管することが可能と理解しているが、電子媒体でも同様か。
 - 紙媒体・電子媒体の中間段階移管(半現用文書)、最終移管(歴史的公文書)のフロー及びストックを紙媒体と比較して教えてもらいたい。可能であれば電子媒体についてはさらに媒体別に分けて教えてもらいたい。
3. 電子公文書の移管時に、オリジナルフォーマット及びXMLに変換したものを受け入れている理由は何か。
 4. 「ナショナル・アーカイブズ」として選別された電子公文書について、紙・マイクロフィルム等可読性があり電子媒体より長期保存に適している媒体に変換したものの移管という選択肢は考えているか。
 5. 電子公文書は、フロッピーディスク、CD-ROM、DVD等モノとしての媒体による移管を行っているか。
 - 行っているとすれば、現在までの実績
 6. モノとしての媒体によらないオンラインによる移管を行っているか。
 - 行っているとすれば、現在までの実績
 7. 現行の移管方法を選択している理由は何か。
又、将来の移管について、他の移管方法を検討しているか。例えば、各政府機関のシステム内に保管されている電子公文書の管理権限移行のみによる移管は検討されているか。また、そのような方法は有効と考えるか。問題があるとすればどのような点か。
 8. 電子公文書の記録様式(テキスト、電子メール、ハイパーテキスト、表計算、データベース、音声、画像、映像等)・媒体・量等によって、移管方法及び移管時期等に違いはあるか。

ウェブ上の電子公文書の適切な保存等について

1. 電子政府の実行計画の一つとして、インターネット上の情報を容易に検索・利用できるようにするため、AGLSメタデータ標準(The Australian Government Locator Service Metadata Standard)を国立公文書館は策定しているが、同標準は、どのような考え方に基づいて策定されたのか。
 - 同標準の策定過程において、どのような課題があったか。
 - 同標準は、各政府機関において遵守されているか。
 - 同標準の策定は、ウェブ上の電子公文書及び電子出版物の収集及び長期的保存に対して何らかのメリットをもたらしているか。
2. ウェブ上の電子公文書及び電子出版物の保存について、国立公文書館と国立図書館との間で役割分担を行っているが、その法的根拠は何か。
 - 電子公文書と電子出版物との違いは、法令上どのように定義されているか(根拠法令、条文、定義)。
 - 国立公文書館と国立図書館との間の役割分担の法的根拠は何か(根拠法令、条文、取り決め等)。
 - 国立図書館、国立公文書館及び国家情報経済局(NOIE)(当時)が連名で政府機関向けに発行しているガイド(Keeping Government Publications Online)によれば、
 - (ア) イン트라ネット上の文書、ウェブ上の業務記録、電子メール及び公開ウェブのスナップショットを国立公文書館が保存
 - (イ) リムーバブル・メディアで供給される電子出版物及びパブリック・コメントを求めするためにウェブに掲載された草案を国立図書館が保存

(ウ) インターネットのみで利用可能なオンライン出版物は、国立公文書館と国立図書館が保存

と役割分担がなされているが、両機関の役割分担は、どのような考え方に基づいているか。「イントラネット上の文書」、「ウェブ上の業務記録」の差異は何か。

また、2000年2月に国立公文書館が発行した「行政機能最終処分規準 (Administrative Functions Disposal Authority)」のエントリー・ナンバー1933では、「政府機関の公開ウェブに電子フォーマットのみで掲載される出版物」は、「ナショナル・アーカイブズとして保存、(1)機関の電子記録管理システム内で取込み、(2)国立図書館パンドラ・プロジェクトに移管する」とあるが、上記(ウ)とはどのような関係にあるか(国立図書館と国立公文書館での保存の重複を避ける意図か)。

3. 公開ウェブのスナップショットについて、「行政機能最終処分規準 (Administrative Functions Disposal Authority)」のエントリー・ナンバー1935では、「国立公文書館ウェブ・アーカイビング・ポリシーに従って取得される政府機関の公開ウェブのスナップショット」は「ナショナル・アーカイブズとして保存」とされているが、国立公文書館ウェブ・アーカイビング・ポリシーは、具体的にはどのような内容か。

また、スナップショットの取得は、定期的に行うのか、あるいは情報の内容(国の重要施策に関する事、国民的関心の高い行事・事件・事故等)に基づいて行うのか。

定期的を取得するのであれば、重複部分の処理は行うのか。

4. ウェブ上の電子公文書及び電子出版物の収集・保存は、実際にどのような方法・システム・手順によって行われているのか。
- 国立公文書館及び国立図書館で、それぞれ独自に収集しているのか。
 - ロボットによる収集を行っているのか、あるいは政府機関から何らかの形で送付されるのか。
 - 収集した情報は、どのように蓄積・保存し、利用に供するのか。
5. 国立公文書館と国立図書館との間で役割分担をしているとはいえ、実際に収集・保存される電子公文書及び電子出版物に重複が生じることはないか。
実際に重複が生じている場合、何らかの措置を講じているか。
実際に重複が生じていないとしても、重複が生じる場合に何らかの措置を講ずることを想定しているか。
6. 国立公文書館が保存することとされているイントラネット上の文書、ウェブ上の業務記録及び公開ウェブのスナップショットの保存は、実際にどの程度進捗しているか。
7. 国立公文書館が保存することとされているイントラネット上の文書、ウェブ上の業務記録及び公開ウェブのスナップショットの長期的保存について、どのような技術的課題があるか。その技術的課題のうち、現時点までに、何が克服され、何が今後の課題として残されているか。

2. 政府情報管理局 (Australian Government Information Management Office)

オーストラリア政府における電子文書の現況について

1. 一般的にオーストラリア政府の行政においては、意思決定の過程を厳格に文書で残すということが何らかの規準、慣習等により定まっているのか。
2. 政府情報管理局の組織、権限及び国立公文書館、国立図書館との関係は何でどのように定まっているか。
3. 政府内での電子化の進捗度如何。電子決裁等意思決定過程での電子化はどの程度進展しているのか。重要な事案については紙で保存する、あるいは電子媒体で保存する場合は適切にバージョンアップするなど重要事案の保存についての規準が存在するのか。

4. 行政現場における紙媒体と電子媒体の保存比率といったデータがあれば教えていただきたい。

電子公文書の特性を踏まえて講ずべき長期保存上の措置及び技術的課題について

1. 電子公文書の長期保存は、政府の情報管理施策上どのような位置付けにあるか。
2. 電子公文書の特性(媒体寿命の短さ、データの脆弱性、作成・再生システムへの依存等)を踏まえた上で、連邦政府機関は、どのような長期保存上の措置を講じているか。
3. 電子公文書の長期保存について、国立公文書館等の機関が各政府機関に対して指導及び研修等を行っているか。行っているとすれば、その指導等の内容はどのようなものか。
 - ・ 指導の対象及び内容等
 - ・ 研修の対象者、頻度、内容等
4. 電子公文書の作成・保存等に関して国立公文書館が発行している包括的ガイドライン(Digital Recordkeeping Guidelines)は、各政府機関においてどのように活用されているか。
5. 政府の業務能率の向上や公共サービスの改善等の観点から、電子公文書の作成・保存の義務づけ又は奨励等を行っているか。
 - ・ 行っている場合は、その法令上の根拠は何か。
 - ・ 義務付けを行っている場合は、罰則等を設けているか。
 - ・ 奨励している場合は、何らかのインセンティブ等を設けているか。
6. 電子媒体による公文書等の発生状況は、発生公文書等の総量に対してどのような割合になっているのか。
 - ・ 紙媒体による公文書等の発生量はゼロになっているのか。
 - ・ もしそうであればそれはいつからそのようになったのか。
 - ・ 何らかの制度的裏づけによるものか。
7. 政府の情報管理施策上、電子公文書の長期保存に関して、今後どのような取組みを行っていくと考えているか。
8. 電子公文書の長期保存のための技術の調達・開発は、どのような基本方針に基づいて行っているのか。オープンソース型か、民間企業の商業ベースの仕様を用いるのか、政府主導の独自開発を目指すのか。

保存すべき電子公文書の種類、段階・範囲、属性等及び電子公文書の原本性とそれを確保するための技術的課題について

1. 電子公文書の作成・管理システムの標準化の必要性及び方針等について、基本的にどのように考えているか。
2. 電子公文書のメタデータ標準化の必要性及び方針等について、基本的にどのように考えているか。
3. 電子公文書のセキュリティ対策の必要性及び方針等について、基本的にどのように考えているか。

電子公文書の適切な移管時期及び移管方法について

1. 「ナショナル・アーカイブズ」に該当する電子公文書の国立公文書館への移管及び保存は、政府の情報管理施策上どのような位置付けにあるか。

ウェブ上の電子公文書の適切な保存等について

1. 電子政府の実行計画の一つとして、インターネット上の情報を容易に検索・利用できるよ

うにするため、AGLSメタデータ標準(The Australian Government Locator Service Metadata Standard)を国立公文書館は策定しているが、同標準は、どのような考え方に基づいて策定されたのか。

- 同標準の策定過程において、どのような課題があったか。
 - 同標準は、各政府機関において遵守されているか。
 - 同標準の策定は、ウェブ上の電子公文書及び電子出版物の保存に対して何らかのメリットをもたらしているか。
2. 政府機関内部及び複数の政府機関間のイントラネットの構造、規模、管理主体・権限、予算及び運用実態はどのようになっているか。
 3. ウェブ上の電子公文書及び電子出版物の保存について、国立公文書館と国立図書館との間で役割分担を行っているが、その法的根拠は何か。
 - 電子公文書と電子出版物との違いは、法令上どのように定義されているか(根拠法令、条文、定義)。
 - 国立公文書館と国立図書館との間の役割分担の法的根拠は何か(根拠法令、条文、取り決め等)。
 - 国立図書館、国立公文書館及び国家情報経済局(NOIE)(当時)が連名で政府機関向けに発行しているガイド(Keeping Government Publications Online)によれば、
 - (ア) イントラネット上の文書、ウェブ上の業務記録、電子メール及び公開ウェブのスナップショットを国立公文書館が保存
 - (イ) リムーバブル・メディアで供給される電子出版物及びパブリック・コメントを求め
るためにウェブに掲載された草案を国立図書館が保存
 - (ウ) インターネットのみで利用可能なオンライン出版物は、国立公文書館と国立図書館が保存と役割分担がなされているが、両機関の役割分担は、どのような考え方に基づいているか。
 4. 国立公文書館と国立図書館との間で役割分担をしているとはいえ、実際に収集・保存される電子公文書及び電子出版物に重複が生じることはないか。
実際に重複が生じている場合、何らかの措置を講じているか。
実際に重複が生じていないとしても、重複が生じる場合に何らかの措置を講ずることを想定しているか。

下線部分は小川委員からの追加質問です。